

札幌市告示第 323 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による令和 4 年 1 月 21 日札幌市告示第 233 号の一部を次のとおり訂正する。

令和 4 年 1 月 27 日

札幌市長 秋元 克広



記

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質

(1) 要措置区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質

【正】

(1) 要措置区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、
1, 1-ジクロロエチレン、クロロエチレン

【誤】

(1) 要措置区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質

テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、
1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、クロロエチレン